

# 第 3 3 回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成26年2月28日（金）午後2時00分より  
於：島原市有明庁舎3階大会議室

## 33回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成26年2月28日（金） 14時00分
2. 閉会時間 平成26年2月28日（金） 14時57分
3. 開催場所 有明庁舎 3階大会議室
4. 出席委員者の数 29名
5. 欠席委員者の数 2名
6. 議案
  - 第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請について
  - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可後の変更承認申請について
  - 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 第5号議案 非農地証明願について
  - 第6号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
7. 報告事項
  - 報告第1号 使用貸借解約通知書について
  - 報告第2号 農地改良等届出書について
  - 報告第3号 農業用施設届について
  - 報告第4号 公売農地買受適格証明願について

14時00開始

議長

只今より、第33回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、8番・・・・委員、9番・・・・委員は所要の為、欠席との連絡があつておりません。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、

10番 . . . . .委員、11番 . . . . .委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から6番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の譲渡人は、. . .町の. . . . .さん、譲受人は、. . . . .さんで、畑1筆172平方メートル、田4筆1, 521平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は8, 755. 42平方メートルで、農機具は、耕耘機1台、管理機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、. . .町の. . . . .さん、譲受人は、. . .町の. . . . .さんで、畑1筆2, 479平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は8, 522平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕耘機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番の譲渡人は、. . .町の. . . . .さん、譲受人は、. . .町の. . . . .さんで、畑2筆1, 966平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は13, 552平方メートルで、農機具は、トラクター1台、コンバイン1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

4番の譲渡人は、. . .町の. . . . .さん、譲受人は、. . . . .さんで、畑5筆5, 215平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は8, 295平方メートルで、農機具は、トラクター1台、草刈機1台、トラック1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

5番の譲渡人は、. . .の. . . . .さん、譲受人は、. . . . .さんで、畑3筆4, 638平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は48, 876平方メートルで、農機具は、トラクター3台、トラック1台、軽トラック2台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

6番の譲渡人は、. . .の. . . . .さん、譲受人は、. . . . .さんで、畑4筆5, 222平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は20, 117平方メートルで、農機具は、トラクター1台、軽トラック1台、消毒機械1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第1号議案の1番について、譲受人は農家で25年の農作業歴があります。  
父と母の3人で農業を営んでおり、水稻、人参、ホウレンソウを作付し、通作距離は300mという事です。  
今回の申請は、親から子へ贈与するという事で何ら問題はありません。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 現地調査員

2番について、譲受人は、農家で30年の農作業歴があります。  
父と母の3人で農業を営んでおり、人参、白菜を作付し、通作距離は車で5分ということであり、問題なしと見て参りました。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 現地調査員

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の3番について、譲受人は、農家で10年の農作業歴があります。  
妻と母の3人で農業を営んでおり、白菜、人参を作付し、通作距離は車で5分ということであり、問題なしと見て参りました。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 現地調査員

4番について、譲受人は兼業農家で42年の農作業歴があります。  
妻と母の3人で農業を営んでおり、水稻、白菜を作付し、通作距離は300m以内という事です。  
今回の申請は、親から子へ贈与するという事で何ら問題はありません。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 現地調査員

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の5番について、譲受人は農家で23年の農作業歴があります。  
妻と父、母の4人で農業を営んでおり、人参、大根、ホウレンソウを作付し、通作距離は400m以内という事です。  
今回の申請は、親から子へ贈与するという事で何ら問題はありません。  
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 現地調査員

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の6番について、譲受人は農家で16年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、人参、大根を作付し、通作距離は自宅近辺ということです。  
今回の申請は、親から子へ贈与するという事で何ら問題はありません。  
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありました、第1号議案の1番から6番について、ご意見等はありませんか。  
(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。  
  
(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の1番から6番の所有権移転は許可することに決定します。

次に、第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の7番から8番を上程します。事務局の説明を求めます。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、<sup>じよせき</sup>除斥の必要がありますので、  
・番 . . . . .委員の退場を求めます。

(. . . . .委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

7番及び8番は、長崎県県央振興局が、国税徴収法により差押財産を公売することとし、平成26年2月5日に入札が行われ、売却が決定したことによるものです。

7番の譲受人は、. . .の. . . . .さんで、畑1筆530平方メートルを売買するための申請です。

8番の譲受人は、. . .の. . . . .さんで、畑2筆1, 528平方メートルを売買するための申請です。

この件につきましては、平成26年1月27日開催の第32回島原市農業委員会総会の第6号議案農地買受適格証明願の中で上程し、現地調査の結果も含め、. . .さんと. . .さんへの買受適格者として議決をいただいておりますので、説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました、第1号議案の7番から8番について、ご意見等はありませんか。  
(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の7番から8番の所有権移転は許可することに決定します。

・番 . . . . . 委員の入場を求めます。

(. . . . . 委員 入場)

. . . . . 委員に報告します。

8番に関する案件は許可することに決定しました。

次に、第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の9番から10番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

9番及び10番は、島原市の水路付け替え工事に伴う交換によるものです。

9番の譲渡人は、島原市長 古川 隆三郎さん、譲受人は、. . .の. . . . .さんで、田1筆10平方メートルを譲与するための申請です。

取得後の耕作面積は1,933平方メートルで、下限面積の5,000平方メートルを満たしていませんが、農地法第3条第2項第5号のただし書及び農地法施行令第6条第3項第3号により、その位置、面積、形状などからして、その隣接農地と一体として利用しなければ利用することができない農地については、その隣接農地の所有者がその所有権を取得する場合には、その所有者が下限面積以下の農家であっても、他に許可できない事情がない限り、許可できることになっており、その特例にあたります。

なお、農機具は、消毒器1台、刈払機1台の農業機械器具を所有しており、下限面積以外の許可要件を満たしております。

10番の譲渡人は、島原市長 古川 隆三郎さん、 譲受人は、・・・の・・・さんで、田2筆31.67平方メートルを譲与するための申請です。

取得後の耕作面積は14,692.39平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、管理機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

ゆずりうけにん

1号議案の9番について、譲受人は、兼業農家で8年の農作業暦があります。

1人で農業を営んでおり、水稻、路地野菜を作付し、通作距離は徒歩で5分ということであり何ら問題はありません。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

現地調査員

ゆずりうけにん

1号議案の10番について、譲受人は、農家で50年の農作業暦があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻、ブロッコリーを作付し、通作距離は徒歩で5分ということであり何ら問題はありません。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長

只今、説明がありました、第1号議案の9番から10番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の9番から10番の所有権移転は許可することに決定します。



(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可後の計画変更1番及び第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の申請人は・・町の・・・・・さん、申請地1, 279平方メートルに、太陽光発電施設(620.28平方メートル、48.79kw及び34.00kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

なお、2月24日の現地調査の中で、現地調査員より、隣接する宅地への雨水の流れ込みが心配されるということで、その対応措置を申請人に検討してほしいとのことでした。

申請代理人を通じて依頼したところ、被害防除計画書にも記載をしている通りで、石積みの補強等を行い、指摘があった隣接する宅地への雨水の被害が出ないように対応措置を行うことを確認しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第3号議案1番の申請地は・・町の一角にあり、東側は宅地、南側、西側は里道を挟み農地、北側は道路となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番の申請人は・・・の・・・さん、申請地2筆675平方メートルに、太陽光発電施設(395.20平方メートル、59.5kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第3号議案2番の申請地は・・・の一角にあり、東側は申請人所有の宅地及び農地、南側は申請人所有の宅地、西側は道路、北側は宅地となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番の申請人は・・・の・・・さん、申請地119平方メートルを今回同時申請の農地法第5条許可申請の8番の太陽光発電施設への進入路として利用したいとのことです。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で島原鉄道・・・駅から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

3番の申請地は・・・の一角にあり、東側は今回農地法第5条許可申請の8番の太陽光発電施設に転用予定の農地、南側は宅地及び農地、西側は道路、北側は雑種地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

4番の申請人は・・・の・・・さん、申請地1筆355平方メートルに、太陽光発電施設（158.99平方メートル、20.655kw）を設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の4番の申請地は・・・の一角にあり、南側は申請人所有の農地及び原野、他の3方は道路で囲まれております。

雨水は道路側溝に放流するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

5番の申請人は・・・の・・・さん、申請地563平方メートルに木造平家建居宅兼事務所185.31平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で島原市役所・・・から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

なお、2月24日の現地調査の中で、現地調査員より、隣接する北西側農地との距離が約1.5mであることから、隣接農地所有者の了解を取ってほしいとのことでした。

申請代理人を通じて依頼したところ、隣接農地所有者の了解を取られたことを確認しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の5番の申請地は・・・の一角にあり、東側は農地、南側は道路、西側は宅地、北側の農地となっております。

雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の5番は許可相当

と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の6番を上程します。 事務局の説明を求めます。

#### 事務局

6番の申請人は・・の・・・・さん、申請地2筆533.06平方メートルに、太陽光発電施設(225.19平方メートル、35.7kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

#### 現地調査委員

6番の申請地は・・の一角にあり、東側は農地及び道路、南側は雑種地、西側、北側は農地となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### 議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

#### 議長

ご意見等がありませんので、6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

#### 議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。 事務局の説明を求

めます。

#### 事務局

2番の申請地は・・・・さんと・・・・さんの共有名義になっており、・・・・さん名義分を母親の・・・・が借り受けて申請するとのことでした。

申請地348平方メートルに、木造2階建賃貸住宅52.40平方メートルと、木造平家建賃貸住宅74.11平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第二種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

#### 現地調査委員

第4号議案2番の申請地は・・・・の一角にあり、東側は雑種地及び農地、南側宅地、西側は宅地及びの農地、北側は宅地となっております。

雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

#### 議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

#### 議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番の譲渡人は・・・町の・・・さん、譲受人は・・・町の・・・さんです。

申請地2筆579平方メートルを譲り受け、宅地2区画を造成し分譲販売したいとの申請です。な

お、譲受人は宅地分譲販売ができる資格、宅地建物取引業者免許証を取得されております。  
たくちたてものとりひきぎょうしゃ

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第4号議案3番の申請地は・・・の一角にあり、東側は今回農地法第5条許可申請の4番の貸家住宅転用予定地と農地、南側は農地、西側は農地及び道路、北側は道路となっております。

雨水は自然流下、住宅建築後の汚水および生活雑排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ放流するということが条件ということなので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、<sup>じよせき</sup>除斥の必要がありますので、・・・番　・・・・委員の退場を求めます。

(・・・・員　退場)

事務局の説明を求めます。

#### 事務局

4番の譲渡人は・・・町の・・・・さん、譲受人は・・・・さんです

申請地2筆483平方メートルを譲り受け、木造平家建賃貸住宅52.99平方メートルを2棟建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

なお、2月24日の現地調査の中で、現地調査員より、隣接する北西側農地、南東側農地は特に距離が約1mであることから、隣接農地所有者2人の了解を取ってほしいとのことでした。

申請代理人を通じて依頼したところ、隣接農地所有者の了解を取られたことを確認しました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

#### 現地調査委員

4番の申請地は・・・・の一角にあり、東側、南側、西側は今回農地法第5条許可申請の3番の宅地分譲予定地、北側は農地及び道路となっております。

雨水は自然流下、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由し道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

#### 議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

#### 議長

ご意見等がありませんので、4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

・・・番 ・・・委員の入場を求めます。

(・・・員入場)

・・・委員に報告いたします。

4番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定しました。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

5番の賃貸人は・・・町の・・・さん、借入人は・・・町の株式会社・・・代表取締役・・・さんです。

申請地1筆1, 778平方メートルを借り受け、太陽光発電施設(736.85平方メートル、48.8kw)2ヶ所を設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第4号議案5番の申請地は・・・町の一角にあり、東側、北側は宅地、南側は賃貸人所有の農地及び道路、西側は農地となっております。

雨水は自然流下及び敷地内の側溝を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

6番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんです。

申請地418平方メートルを譲受け、木造平家建の住宅1棟120.66平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第4号議案6番の申請地は・・・町の一角にあり、東側は農地、南側は里道を挟んで宅地、西側は宅地及び道路、北側は宅地となっております。

雨水は溜桝を經由し道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由し道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。  
(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の7番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

7番の使用貸人は・・・町の・・・さん、使用借人は使用貸人の娘婿の・・・さんです。申請地432平方メートルを借り受け、木造2階建住宅1棟102.14平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で島原市役所・・・から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

7番の申請地は・・・町の一角にあり、東側は農地、南側宅地、西側は道路、北側は使用貸人所有の農地となっております。

雨水は溜桝を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の7番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、7番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の7番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の8番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

8番の賃貸人は・・・の・・・さん、賃借人は息子の・・・さんです。

申請地1, 522平方メートルを借り受け、太陽光発電施設553.76平方メートル(49.5kW及び35kW)を設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で島原鉄道・・・駅から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

8番の申請地は・・・の一角にあり、東側、南側は農地、西側は里道を挟み今回農地法第4条許可申請の3番の進入路に転用予定地の農地及び雑種地、北側は水路、里道を挟み宅地となっております。

雨水は自然流下及び水路放流ということで、問題なしと見て参りました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の8番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、8番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の8番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の9番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

9番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・町の・・・さんです。

申請地961平方メートルに、太陽光発電施設438.66平方メートル、(49.5kW及び16.5kW)を設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で島原鉄道・・・駅から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第4号議案9番の申請地は・・・の一角にあり、東側は農地、南側は里道を挟み農地及び雑種地、西側は里道を挟み農地、北側は農地となっております。

雨水は自然流下ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の9番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、9番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の9番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願の1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・の・・・さんです。

申出地95平方メートルは、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域で、昭和55年月日不詳頃より、宅地として使用している。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第5号議案1番の申請地は・・・町の一角にあり、西側は申出人所有の宅地、他3方の東側、南側、北側は宅地となっております。

現状を見ますと、20年以上前から宅地の一部として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第5号議案 非農地証明願の2番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

申し出人は、・・・町の・・・さんです。

申出地201平方メートルは、都市計画区域内の第一種住居地域で、昭和年月日不詳頃より、倉庫用地として使用している。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

2番の申請地は・・・町の一角にあり、東側は宅地及び農地、南側は宅地、西側、北側は申出人所有の宅地となっております。

現状を見ますと、20年以上前から宅地の一部として利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第5号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。

次に、第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、<sup>じよせき</sup>除斥の必要がありますので、<sup>じよせき</sup>・・・番・・・委員の退場を求めます。

(・・・委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画（案）の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、6ページから8ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	6件	13筆	13,984㎡
----------	----	-----	---------

耕作権の再設定	20件	45筆	42,270㎡
---------	-----	-----	---------

合計	26件	58筆	56,254㎡
----	-----	-----	---------

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、9ページに記載のとおりで、交換による2件2筆1,547㎡です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は承認することに決定します。

・番・・・・委員の入場を求めます。

（・・・・委員 入場）

・・・・委員に関する案件も含め、農用地利用集積計画（案）は承認することに決定しましたので報告します。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号の使用貸借解約通知書について説明します。

議案集10ページをご覧ください。

使用貸借解約通知書については、

3件 18筆 4,101.96㎡の届けがありました。

次に、報告第2号の農地改良等届出書について説明します。

議案集11ページをご覧ください。

農地改良等届については、

2件 2筆 876㎡の届けがありました。

次に、報告第3号の農業用施設届について説明します。

議案集11ページをご覧ください。

農業用施設届については、

2件 3筆 199.88㎡の届けがありました。

次に、報告第4号の公売農地買受適格証明願について説明します。

議案集12ページをご覧ください。

公売農地買受適格証明願については、先月の総会後に2件の申請があり、公売日が2月5日と次回総会まで期間がない為、会長に連絡をし会長専決とさせていただきましたのでご報告いたします。

1件目が・・・・・・の(有)・・・・・・ 代表取締役・・・・・・さんより申請願があり、審査の結果、農業生産法人としての4つの要件をすべて満たしており、適格証明書を交付することに問題なしと決定いただき、交付いたしました。

2件目が・・・・・・の・・・・・・さんより申請願があり、地区の農業委員さんに確認、そして現地調査及び審査の結果、農地法第3条第2項第1号、農地の全部効率利用要件を満たしていない、に該当すると決定いただき、適格証明しない旨の通知をいたしました。

なお、農地の全部効率利用要件につきましては、地区農業委員の・・委員、・・委員に確認させていただきました。

今回の公売に関する買受適格証明願についての報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

これで、第33回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時57分